

Ⅰ. 遺跡について

私達 当会は、皆様に、遺跡とその環境について、その一部でも損壊や滅失によって失われることのない、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、遺跡とその環境について、人類の構成員が平等であることにより、その細大を論ぜず、等しく、人類の痕跡として、等しく、之を、取扱い、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達 人類が、日本地域に到達して約3万年が経過します。

私達 当会は、私達 日本人が、・・・その故地、大略、水面下又地上、地下の遺跡に住み生活している、と自覚することを提案し要望します。

私達 当会は、私達 人類が、遺跡を保存し継承することは、一方で、私達 人類が、日々神仏に手を合わせる事象に通ずる事象である、と理解します。

私達 当会は、遺跡は、物体ですが、当該物体に関わる諸般の関係性に於いて、物体が遺跡として成立する、と理解します。

Ⅱ. 建築と遺跡について

私達 当会は、建築の創造と遺跡の存在は、古来、双方共に人類のアート(art)であり、その機能は、双方共に空間上の事象の取扱いによる人類への貢献であり、双方共に同一の事象の範疇と、理解します。

私達 当会は、己が創造する建築の存在の為に、遺跡の存在を侵すことは、建築学の冒涇、又は、建築学上の矛盾、建築学の破壊、と理解します。

私達 当会は、皆様に、当該の建築学の冒涇、又は、学上の矛盾、学の破壊、を解消することを提案し要望します。

私達 当会は、私達 人類が、建築の空間と遺跡の空間が分断していると感じるならば、それは、その計画者に建築の創造と遺跡の存在が同一の事象であるとの理解が欠落していることが表現されている、と理解します。

私達 当会は、皆様に、人類の活動空間の計画に於いて、建築の創造と遺跡の存在が、古来、双方共に人類のアート(art)であり、その機能は、双方共に空間上の事象の取扱いによる人類への貢献であり、同一の事象であるとの理解に基いて、之を計画し実施することを提案し要望します。

Ⅲ. 記録、及び記録と文化財-遺跡の関係について

私達 当会は、人類の全ての記録の手段は、人類の特定の限定された記録意志を表現する、且つ、特定の作法を以って再現する必要がある、暗号であり、対象の実態を記録しない、と理解します。

私達 当会は、凡そ、人類の対象の実態を記録する意志に対応する人類の選択肢は、それが、人類の記録の意志に対して弱々しいものでしかあり得ないとしても、対象及びその環境又人類とのその他諸般の関連性の現状保存の外にはあり得ない、と理解します。

私達 当会は、人類の全ての記録の手段は、実態として、対象の実態の“記録”として機能せず、人類の“芸術”としてのみ存在し得る事象である、と理解します。

IV. 長崎奉行所西役所等遺跡群等について

1. 長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、以下、認識します。

(1) 長崎奉行所西役所等遺跡

サン・パウロ教会跡/ご上天のサンタ・マリア教会跡/イエズス会本部跡、糸割符宿老会所跡、長崎奉行所跡、長崎奉行所西屋敷(西役所)跡、長崎会議所跡、長崎裁判所跡、九州鎮撫長崎総督府跡、長崎府跡、広運館跡、第六大学区一番中学校跡、第五大学区第一番中学校跡、広運学校跡、第二代長崎県庁跡、第三代長崎県庁跡、第四代長崎県庁跡、第五代長崎県庁跡

(2) 大波止遺跡

(3) 築地遺跡

江戸町跡、高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷跡、長崎奉行所東屋敷跡、船番屋敷跡

2. 長崎奉行所西役所等遺跡群と他の遺跡群及び歴史との関係について

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群について、東アジアの遺跡群、長崎地域の先史時代、中世、近世の内町-総長80町-外郭機能拠点、近代の遺跡群、又、世界の歴史との関係性に於いて比較検証、理解されることが必要と理解します。

3. 長崎奉行所西役所等遺跡群の位置付け

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群は、歴史的な経過により、人々に、その地が、長崎の現代社会に於いては長崎地域の人類の社会の活動の、長崎地域の遺跡群に於いては、先史時代、中世、近世の内町-総長80町-外郭機能拠点、近代の遺跡群の、地政上の中核-ハブ(hub)としての位置付けを認識されており、東アジアの遺跡群に於いては、古来、東アジア交易文化圏の海洋性内陸連絡拠点の一つであり、出島遺跡や養生所-精得館の分析窮理所遺跡と共に、日本の社会と歴史に於いては、日本開国と体系的な近代化及び近代西洋国民主権国民国家形成の始点、世界の社会と歴史に於いては、近代西洋国民主権国民国家システムの地球規模の拡散の始点と理解します。

4. 長崎奉行所西役所等遺跡群等一帯への要望

(1) 私達 当会は、皆様に、長崎奉行所西役所等遺跡群が遺跡であることより、第一義に且つ専ら、遺跡を遺跡として調査・保存・活用・継承し、当該の遺跡に、当該の歴史を証徴させること、を提案し要望します。

(2) 私達 当会は、皆様に、遺跡の発掘等調査に於いて、開発事業による遺跡の破壊を前提とした“記録保存”を目的とした調査ではなく、保存・活用を目的とした調査を行うことを提案し要望します。

(3) 私達 当会は、皆様に、遺跡について、第一義に且つ専ら、遺跡を遺跡として調査・保存・活用・継承し、当該の遺跡に、当該の歴史を証徴させる為に、遺跡地に於いて、現代の機能目的型の建造物を計画せず構築しないことを要望します。

(4) 私達 当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡群について、当該遺跡群に関係する歴史の推移が重層的で多様であることより、遺跡実態調査の上、特定の歴史を表現しない、遺跡と歴史の記念公園、即ち、現代の都市長崎に於ける空地(うち:オープンスペース:open space)とすることを提案し要望します。

私達 当会は、旧長崎県庁舎解体が進行して、国道34号線を北から南へ望む、即ち、市庁舎方面より旧長崎県庁舎を望む、即ち、両側の高層建物群に視線を誘導された先の水平方向に青空を望む景観について、とても、清澄な印象を誘発する魅力的な景観であると理解します。

私達 当会は、長崎に於いて、さらに建物の中高層化が進み空が狭くなる状況下に、直線的な道路と両脇の高層建物により遠近法的に視線が誘導される先に水平に青空が望める景観は、長崎の丘の現状に特有の且つ地形を象徴する特異な景観であると理解します。

私達 当会は、当該の特徴的且つ特異な都市に於ける空地(うち:オープンスペース:open space)の景観は、人類を引き付ける魅力を有すると理解し、この景観を継承し基層的に活用することを、皆様に、提案し要望します。

(5) 私達 当会は、皆様に、国道34号線の西に隣接する、旧長崎県警本部-日本生命ビル跡(万才町4番)について、遺跡実態調査の上、長崎奉行所西役所等遺跡に由来のあるイエズス会又は托鉢修道会等による「記念聖堂」と併設する「歴史研究資料館」の設置を提案し要望します。

(6) 私達 当会は、皆様に、国道34号線の東に隣接する、長崎家庭裁判所・長崎簡易裁判所(万才町6番南部:大村町高島秋帆本邸遺跡)一帯について、漸次、遺跡実態調査の上、「大村町高島秋帆本邸遺跡公園」又敷地の一角に「古代中世永埼記念館」「高島秋帆記念館」「近代医学歴史資料館」等を提案し要望します。

(7) 私達当会は、また、皆様に、「近代医学歴史資料館」について、小島の佐古の“養生所/(長崎)医学校等遺跡”に明治15年頃に竣工した甲種長崎医学校に由来する(新)講堂を再建のうえ之を供用することを提案し要望します。
(添付の『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XII (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 2019年(令和元年)6月28日 金曜日 長崎市議会議長 五輪清隆様 養生所を考える会代表 池知和恭』をご参照下さい)

(8) 私達当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡について、より消極的な提案として、当該遺跡群の現在の地上遺跡である文化財保護法上の「記念物」「有形文化財」「伝統的建造物群」等としてその様式が江戸中期から後期が中心と考え得る処より、同じ様式を有する“長崎奉行所西役所”建物を、発掘等調査の成果及び古図や古写真等遺跡の補完資料により伝統的な材料と工法を以って再建し、市民活動並びに長崎への来訪者の応接への利用を以って活用とすることを提案し要望します。

(9) 『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”-日本遺産・世界遺産へ向けて』について、2019年(平成31年)1月20日 日曜日より、私達当会は、皆様に、長崎市の中心市街域について、遺跡でもある旧市街域、行政経済機能の新市街域(浦上川河口東岸域)、抽象文化活動拠点としての長崎水辺の森一帯、とそれぞれの地域の土地利用の履歴の性格の性格の継承及び地域の特色とその関係性を考察し、ゾーン(zone)型の都市を構想する[長崎歴史文化都市構想 -創造環境の共有(share)-]を、又、北部で浦上茂里町地区を想定する[長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想]を、南部で柳埠頭一帯を想定する[長崎国際第二中華街構想]を、之を総合する『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”-日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し、要望し、『長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書 II (サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等) 2019年(平成31年)2月27日 水曜日 長崎県議会議長 溝口芙美雄様/長崎市議会議長 五輪清隆様』で紹介いたしました。併せてご高覧いただけますよう、お願い申し上げます。

私達当会は、皆様に、当該の長崎奉行所西役所等遺跡群の保存と活用と継承と一体として相乗効果を創造することを念頭に、『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”-日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し要望しています。

私達当会は、皆様に、『「長崎国際歴史文化都市構想」“日本開国”-日本遺産・世界遺産へ向けて』を実現することを提案し要望します。

(10) 私達当会は、皆様に、遺跡や歴史の説明は、既存の、又は、私達当会が、「長崎国際歴史文化都市構想」に於いて提案し要望する博物館等にて、その他の現代の利便や機能は、近隣の民間事業により供給することを提案し要望します。

(11) 私達当会は、皆様に、旧長崎警察署の保存と活用について、現状保存し、調査により原状をも念頭に整備し、例えば、警察歴史博物館として活用し、近隣の複数の刑務所の遺跡と歴史と情報連携を展開することに可能性がある、と理解します。

(12) 国道34号線長崎の丘南部一帯での日曜日祝祭日の歩行者天国実施の提案

国道34号線については、近代に於いては、歩行者が中心の道路であったと想定出来ませんが、現代に於いては、道路拡幅して自動車通行が中心となりました。
しかしながら、日曜日祝祭日には昼間でも、自動車、歩行者の利用ともに僅少です。
私達当会は、国道34号線の旧長崎県庁舎付近長崎の丘南部一帯について、日祝祭日に、之を歩行者天国として、バス路線を臨時に変更し、催事等に開放し、長崎市街のにぎわいの創出に資することを提案し要望します。

V. 添付資料

私達当会は、次に掲げる添付資料を、本陳情書の第二章として提示します。どうぞ、御一読下さいますようお願い申し上げます。

1. 『長崎奉行所西役所等遺跡群について(先史-中世-サン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等-内町-総町80町-外郭機能拠点-現代)』
2019年(令和元年)6月24日 月曜日 養生所を考える会代表 池知和恭
2. 『長崎の丘の上 2019年6月16日 日曜日 万才町よりの風景(写真)』
撮影: 2019年(令和元年)6月16日 日曜日 養生所を考える会代表 池知和恭
2019年(令和元年)6月16日 日曜日 養生所を考える会代表 池知和恭
3. 『遺跡(remains, ruins, antiquities, dig, dig site, monument, relic, archaeological sites, World Heritage Site)、又、遺跡の「人類存在上の価値」について』
2019年(令和元年)5月11日 土曜日 養生所を考える会代表 池知和恭
4. 『“例えば”...』
2019年(令和元年)6月28日 金曜日 養生所を考える会代表 池知和恭
5. 『養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情書 XII (旧長崎市立佐古小学校地とその外周道路を中核として) 添付資料 2019年(令和元年)6月28日 金曜日 長崎市議会議長 佐藤正洋様 陳情人 養生所を考える会代表 池知和恭』
2019年(令和元年)6月28日 金曜日 養生所を考える会代表 池知和恭

以上

長崎奉行所西役所等遺跡群について

(先史ー中世ーサン・パウロ教会等跡/長崎奉行所西役所跡/長崎県庁跡・大波止跡・築地跡等ー内町ー総町80町ー外郭機能拠点ー現代)ー養生所/(長崎)医学校等遺跡の保存と活用よりー 2019年(令和元年)6月24日 月曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

Ⅰ. 長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲 私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の範囲について、以下、認識します。

1. 長崎奉行所西役所等遺跡

サン・パウロ教会跡/ご上天のサンタ・マリア教会跡/イエズス会本部跡、糸割符宿老会所跡、長崎奉行所跡、長崎奉行所西屋敷(西役所)跡、長崎会議所跡、長崎裁判所跡、九州鎮撫長崎総督府跡、長崎府跡、広運館跡、第六大学区一番中学校跡、第五大学区第一番中学校跡、広運学校跡、第二代長崎県庁跡、第三代長崎県庁跡、第四代長崎県庁跡、第五代長崎県庁跡

2. 大波止遺跡

3. 築地遺跡

江戸町跡、高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷跡、長崎奉行所東屋敷跡、船番屋敷跡

Ⅱ. 長崎奉行所西役所等遺跡群に関わる歴史の推移

“永崎浦の岬ー長か崎の岬”は、平成以降の発掘調査により、万才町遺跡、興善町遺跡、桜町遺跡より縄文期の土器残欠又黒曜石の石鏃等、万才町遺跡より縄文期の石斧の検出、長崎公会堂跡魚の町遺跡での複数の弥生後期土器残欠の検出、万才町遺跡より二地点で中世の五輪塔の残欠の検出、興善町遺跡より弥生後期の石棺墓底部の検出又古墳時代前期の集落の中心的人物の墳墓に副葬と考えられる和製の三角縁四獣鏡又中世の五輪塔の残欠の検出、桜町遺跡より中世の土坑墓より二十代女性人骨検出、又、一帯より宋時代明時代の複数の中国産の青磁・白磁の検出もあり、当該地は広範囲に縄文弥生期の生活圏であり、岬は弥生後期から又中世は鶴城桜馬場を拠点とする肥前丹治比氏である永崎氏勢力下の長崎浦地域の墓域であったと想定でき、又、長崎浦の中国との交流を窺っています。また、当地に森崎神社があったとも云われます。肥前森崎には後その一族が大分府内に移った中国系張氏一族が居住したと云われます。当該岬は、先史時代よりの日本人の生活圏であり又習俗的な場として位置付けることができ、東アジア貿易網の拠点の一つであったと考えられます。ローマ・カトリックと大村氏による岬の教会や最初の六町以降の町立ては、古代からの当地域の日本人及び東アジア文化拠点の歴史上民俗上に連続と継承された墓域並びに生活圏を破壊削平してなされたと想定できます。

元亀二年(1571年)六町の町立て及びサン・パウロ教会(岬の教会)等建設ー天正元年(1573年)から天正二年(1574年)と推測できる大村の三城七騎籠時の長崎の戦いー天正六年(1578年)深堀茂宅と長崎の戦いー天正八年(1580年)長崎が教会領となるー天正十六年四月二日(1588年)付豊臣秀吉は鍋島飛騨守直茂を長崎の代官に任命、同年五月十六日付五ヶ条掟書(長崎が公領となる)ー文禄元年(1592年)長崎奉行所を本博多町に設置ー(慶長三年八月十八日(1898年9月18日)豊臣秀吉薨去)ー慶長三年(1598年)岬の教会にセミナリヨ・コレジヨと印刷所を移転ー慶長六年(1601年)ご上天のサンタ・マリア教会(被昇天の聖母の教会)(慶長八年(1603年)徳川家康征夷大將軍に任命され幕府を開く)ー(慶長十年(1605年)代官村山等安大村喜前と交渉し大村領長崎村を公領となし浦上西村・浦上北村・口別当・外日村・家野村の一部計1898石4斗9升8合を大村氏に渡す、長崎甚左衛門長崎村長崎新町の取公により失地長崎を退去)慶長十九年(1614年)長崎の諸教会破壊、外浦町に糸割符宿老会所設置、寛永十年(1633年)長崎奉行二人制となる、本博多町の屋敷を東屋敷/西屋敷に分けて呼称、本博多町の長崎奉行屋敷から出火、5ー6町を延焼、外浦町の糸割符宿老会所も類焼、奉行屋敷と敷地交換し、外浦町に奉行所を建設、寛文三年(1663年)寛文の大火、空前の大火、総町66町内3町無事6町半焼57町全焼、奉行所・寺社33及び獄舎など焼く、奉行所の再建にあたり奉行所裏側の高木作右衛門屋敷と五カ所町人屋敷を西浜町の土地と交換して奉行屋敷を拡張、在来地に西屋敷、拡張部分に東屋敷を建てるー寛文十一年(1671年)奉行牛込忠左衛門、就任と同時に奉行所の分離建設を幕府に申請、同年中に許可ー(寛文十二年(1672年)長崎市街内町26町外町54町77町丸山寄合出島合わせて総町80町となる)ー延宝元年(1673年)大目付井上筑後守長崎下向時立山屋敷跡に奉行所を竣工し外浦町の東役所(東屋敷)を移し立山役所、旧役所を西役所と称すー延宝二年(1674年)東屋敷跡地に船番屋敷十七軒が建てられる安政二年(1855年)長崎奉行所西役所内に活字判摺立所を創設、長崎海軍伝習開設ー安政四年(1857年)長崎奉行所西役所内に語学伝習所を発足、第二次長崎海軍伝習開始、医学伝習成立、長崎製鉄所着工ー安政五年(1858年)長崎奉行所西役所内の語学伝習所を岩原屋敷内の奉行支配組頭永持孝次郎宅に移し英語伝習所と改めるー安政六年(1859年)長崎海軍伝習閉鎖、長崎開港ー万延元年(1860年)井伊直弼、活字判摺立所の廃止令を出すー文久元年(1861年)活字判摺立所、番書調所の命により印刷施設の大半を江戸へ送り事突上閉鎖ー文久二年(1862年)英語伝習所、片淵組屋敷内の乃武館内に移り英語稽古所(英語所)と改称(頭取中山門太)ー文久三年(1863年)英語所が立山奉行所の東長屋に移る、英語所が江戸町の元五カ所宿老会所跡に移転し洋学所と改めるー慶應元年(1865年)語学所が新町の長州屋敷跡に移り済美館と改称慶應四年(1868年)西役所を長崎会議所と改める、各藩の合議制による治安維持を決し列藩は誓約書を認める、長崎裁判所(民政機関)を外浦町に置き旧天領を管理、沢宣嘉の長崎裁判所総督兼任を発令(大村丹後守が長崎取締として総督を補佐し警備を担当する)、沢宣嘉長崎に入港、長崎会議所を廃止し長崎裁判所が正式に発足、長崎裁判所に九州鎮撫長崎総督府を置く、長崎新町の済美館を広運館と改め立山役所跡に移す、長崎裁判所を長崎府に改め長崎総督府を廃止沢宣嘉が知府事に就任、長崎府が旧幕府所有の長崎製鉄所を接收、広運館の学制を改め洋学局のほか本学(国学)・漢学の二局を新設し各局学事章程を定める、長崎府庁を立山役所跡に移し府庁跡(西役所)に広運館を置く、(明治と改元)、精得館を長崎府医学校と改称ー明治二年(1869年)長崎府を長崎県に改め判事野村盛秀が知事に任ぜられるー明治五年(1872年)学制改革[六大学区制]、広運館を第六大学区一番中学校と改称、太陽館を実施ー明治六年(1873年)学制の変更[七大学区制]長崎は第六大学区から第五大学区へ、第五大学区第一番中学校を広運学校と改称し専ら外国語を教授することになる、県庁舎の土地建物と広運学校の土地建物を交換し県庁舎を新築することになる、広運学校の校舎を立山屋敷に移す、県庁舎建設のため仮庁舎を萬歳町の高木邸に設けるー明治七年(1874年)広運学校を長崎外国語学校と改称、更に長崎英語学校と改める、西役所跡に新築した県庁舎が開庁(洋風木造二階建)、台風の中心が長崎を通過し風速60mの暴風に県庁舎が全壊、諏訪社の青銅大鳥居も倒壊など被害甚大、立山の長崎外国語学校敷地の一部に官立長崎師範学校を設立ー明治八年(1875年)官立長崎師範学校が岩原郷に新築落成ー明治九年(1876年)新築の県庁舎が開庁ー明治44年(1911年)外浦町に県庁舎が完成ー昭和20年(1945年)8月9日午前11時2分長崎市に原爆投下:正午過ぎ第二次火災で長崎県庁他30カ町が全焼ー昭和22年(1947年)県庁仮庁舎が立山町に完成し勝山国民学校と県立長崎高等女子学校の仮事務所から移るー昭和28年(1953年)外浦町に長崎県庁舎完成ー立山庁舎から移転平成30年(2018年)1月長崎県庁舎が尾上町の長崎魚市跡へ移転。

Ⅲ. 長崎奉行所西役所等遺跡群の性格

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群の性格について、以下、理解します。

1. 先史時代から中世

- (1)長崎地域は、先史時代より長崎県地域等一帯が日本/東シナ海域を囲む地域の海洋性文化圏の構成地域であると考えられます。
- (2)縄文期は地域一帯が人々の生活圏であったと考えられます。
- (3)“永崎浦の岬”は弥生後期以前から又中世は肥前丹治比氏である永崎氏勢力下の長崎浦地域の墓域であった可能性が想定できます。
- (4)“永崎浦の岬”の地域に森崎神社があったとも云われます。
- (5)肥前森崎に一族が大分府内に移った中国系張氏一族が居住したと云われます。
- (6)一帯は中世まで日本人の生活又は習俗的な場、東アジア交易網の拠点の一つとして位置付けることができます。

2. ローマ・カトリックと大村氏による町

(1)元亀二年(1571年)六町の町立て及びサン・パウロ教会(岬の教会)等建設を契機に、長崎氏の拠点である鶴城及び桜馬場一帯から当該地に町の中心が移り、当該地は地域の政治経済の中心となり、又、世界に知られ、世界と日本の関係を基盤に広範囲に世界と日本に影響を及ぼすようになりました。

(2)町の発展

- ・第一期:元亀二年(1571年)最初の六町の町立て(島原町大村町外浦町平戸町文知町横瀬浦町:司祭フィゲイレドは、大村純忠がまだ生きている事を知ると、キリシタンを集めて協議し、岬を切り開き、木の柵を建て、防衛を強化した。フロイス『日本史9』第二六章:六丁を巡る高岸の下をすべて総堀とし、さらに東北部も六丁町の脇まで堀を掘り、総堀と繋いだ。『長崎実録大成補遺』)
- ・第二期:天正十二年(1584年)頃までの計十一町(博多町榊島町今町五島町内下町を建添:北側には大堀が掘られ:高台と低地の境には要塞(石垣)が積まれる)
- ・第三期:文禄元年(1592年)から慶長元年(1596年)に建てられた計二十三町(江戸町浦五島町本興善町後興善町金屋町豊後町引地町桜町内中町小川町船津町新町を建添:文禄元年(1592年)本博多町に奉行所を築くため南側の島原町と本博多町境に一ノ堀を掘削、慶長元年(1596年)二ノ堀と三ノ堀を掘削:内町)

※この時期までの長崎の岬の丘の町は、小規模ながら、西洋式の城館(この場合教会等)と広場を中心とし市域を城壁に内包する城塞都市の意義と構造を有します。

(3)日本イエズス会管区長のデルカ・レンゾ氏は 長崎総合科学大学 長崎平和文化研究所「平和文化研究第39集(2019年1月)」に論文を寄稿し、長崎の岬の先端のイエズス会本部の教会等の活動について報告しています。当該報告で、本部の教会が当地での社会全般に関わるものであったが批判もあったこと、当該協会が「長崎の顔」になっていたようであり記録の出版により限られた人間にしろヨーロッパでも知られたこと、本部敷地内にあった墓地に埋葬されたイエズス会員について確認できるだけでルイス・フロイスを含む18名の名前と情報、なかで伊東マンショについて、残る資料に見える卓越した外交能力より日本外交史に欠かせない存在と指摘、墓地の移動のあったこと、敷地の発掘調査により墓地の移動に関する解明のあることへの期待、印刷機とその関連の施設の動向、を報告し又は表明され、最後に、「ここで紹介したイエズスの本部とそこに埋葬された会員は日本と世界の歴史に大きな影響を与えたと断言できよう。…」と所感しています。

- (4)ローマ・カトリックと大村氏によって建設された新しい町は、日本の各地で遭難するキリシタンが集まる避難所(アジール:独:asyl、仏:asile、英:asylum:聖域・自由領域・避難所)としての性格があります。
- (5)ローマ・カトリックと大村氏によって建設された新しい町は、日本の中世に於ける、後北条氏による城下町小田原、又、博多や堺のような自治都市などに共通する、新しい中世の町の要素を有すると考えられます。

3. 近世都市長崎

(1)近世都市長崎は、中世の西洋式城塞都市を内町として中心部に継承し、その外郭に近世に入って外町を順次形成し、寛文十二年(1672年)長崎市街内町26町外町54町77町丸山寄合出島合わせて総町80町として形を整え、長崎奉行所西役所と長崎奉行所立山役所を両端に長崎浦の岬の南北の丘の町と通路を背骨として、肋骨状に東西に町割りと通路を抱え、時津、矢上、茂木、野母崎からの往還の人々を受け入れ、寺社を町の周縁山稜基部に集約し、花街と唐人屋敷を町の外郭の谷地に囲む、その空間構成は組織的で特徴的あり、且つ、長崎奉行の駐在所としての近世城下町の形態を有し、長崎内港外港及び近郊には、台場や陣屋や烽火台を配し、鎖国時代の日本の対外の四つの口(松前、対馬、長崎、薩摩)の内の唯一の幕府の直轄地として、情報、軍事、交易の都市としての機能を整えます。

- (2)近世都市長崎では、長崎奉行と地役人にて行政運営がなされ、地役人に自治都市の要素が継承されたと考え得ます。
 - (3)長崎の蓄積と日本開国
- 近世都市長崎では、18世紀末には蘭学が成熟し、之が、江戸に東漸して、全国に拡散します。都市長崎は、中世より蓄積された世界の情報と情報処理技術と九州各藩による長崎警備と海防の整備により、19世紀の日本の開国に際して、西洋諸国との交渉、開国の二国間条約の締結、西洋文明の体系的な導入、万事、その正規の舞台となります。

日本の情報収集と開国への道のりには、長崎の出島のオランダ商館の存在が、江戸後期には最後の商館長ドンケル・クル

チウスや長崎奉行水野筑後守忠徳の長崎への着任が特別な役割を果たすと考えられます。幕府は、鎖国政策の当初より海外情報を重視し、貿易許可条件としてオランダ人と通詞により長崎で作成される風説書やオランダ人の江戸参府によって情報収集しました。幕府の情報収集の対象は当初はカトリックの日本周辺諸国での動向でしたが江戸後期には西洋近代の動向へと変化したと云います。

アヘン戦争を契機としてオランダ領東インド総督は詳細な情報として別段風説書をバタフィアの政府で調製し日本に送付することを殖民局長官に命じます。1840年送付分の別段風説書第一号はアヘン戦争の情報です。オランダ領東インドの高等法院司法官からあえて降格人事で日本商館長に任命されたドンケル・クルチウスは、アメリカ合衆国とペリー准将の日本航の準備の情報の別段風説書と総督の書翰と日蘭条約草案の抜粋を携えて嘉永五年(1852年7月)来崎、携行した書面を提出し、嘉永五年(1852年11月)出島のオランダ商館長に就任しました。1853年送付分の別段風説書は、ペリー海軍少将の日本遠征の行動予定とプチャーテン海軍中將のアメリカ艦隊偵察の動向などが記されています。

1858年バタフィアのオランダ政府からの別段風説書の送付は中止となり、1859年ドンケル・クルチウス自身が日本で作成し幕府に提出した二通の別段風説書が最後の風説書となります。嘉永六年六月三日(1853年7月8日)アメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーが浦賀に入港(ミシシッピ号以下四隻)、嘉永六年六月十二日(1853年7月17日)ペリーが一時退去、幕府は、ペリーに次回は長崎に行くように伝えたと云います。嘉永七年一月十六日(1854年2月13日)ペリーが横浜沖に再来日(サスケハナ以下七隻)、嘉永七年三月三日(1854年3月31日)日本とアメリカ合衆国がアメリカ東インド艦隊司令長官マシュー・ペリーと大学頭林復齋によって日米和親条約を武蔵国久良岐郡横浜村字駒形の応接所で締結します。

その翌年より四年間、幕府とオランダ国の共同の国際事業にて長崎でオランダが長崎に教官隊を派遣し又幕府が江戸より長崎に伝習生を派遣して長崎海軍伝習が実施されます。長崎奉行所西役所が、大波止とともに、長崎海軍伝習の拠点となります。(長崎海軍伝習所)幕府は、長崎海軍伝習によって、日本で初めて、近代西洋の文明を国家として計画し且つ体系的に導入します。オランダ国とオランダ人教官達も、精力的に日本人の要望に応え、日本人は之を吸収します。中世から近世を通じて長崎に連続的に蓄積され江戸を介して全国に拡散した情報が基盤になったと考えられます。

長崎海軍伝習は安政二年(1855年)に開始、安政四年(1857年)第二次派遣教官隊が派遣されて第一次派遣教官隊と交代、又医学伝習が成立し長崎製鉄所の建設が始まり、安政六年(1859年)迄四年間実施の後閉鎖、幕府は海軍拠点を完全に関東に移管、一方医学伝習と長崎製鉄所は継続、英語伝習は形と場所を変え、医学伝習所は養生所/精得館に発展、明治の御一新を経、直接に長崎大学医学部・薬学部/三菱重工業株式会社長崎造船所、土地/施設/組織/蔵書を介して長崎大学教育学部・経済学部/県立東高・西高/市立商高/高島炭鉱等へ継承と想定できます。

長崎海軍伝習は、幕府の横浜製鉄所・横須賀製鉄所、明治の日本の海軍、鉄道、造船・重機械工業、天文台と气象台、灯台と水路図誌、数学教育等に人材を輩出し、更にその学統は世界に人材を輩出し、日本の近代化と世界の福祉に貢献しました。

(12)長崎で締結された日本開国の四つの条約
 ブライアン・パークガフニ氏は、2019年(平成31年)1月20日日曜日の長崎新聞“サンデーカルチャー”連載記事『ながさき異聞 58』で、嘉永七年の秋に英国と日本は「日英和親条約」を長崎奉行所西役所で調印したと、当地当施設に於ける、歴史学上重要な出来事を、指摘しています。

長崎では、以下の日本開国の条約が締結されています。

○嘉永七年八月二十三日(1854年10月14日) 日英和親条約 長崎で締結
 (英国東インド・中国艦隊司令ジェームズ・スターリング、長崎奉行水野忠徳、長崎目付永井尚志：長崎奉行所西役所に締結)

○安政二年十二月二十三日(1856年1月30日) 日蘭和親条約 長崎で締結
 (出島オランダ商館長ドンケル・クルチウス)
 ・安政四年四月(1857年)水野忠徳長崎奉行を兼帯、目付岩瀬忠震と長崎に出張

○安政四年八月二十九日(1857年10月16日) 日蘭追加条約 長崎で締結
 (ドンケル・クルチウス、水野忠徳、荒尾成允、岩瀬忠震、自由貿易への移行を前提とした貿易規制の緩和、出島への商人の出入りと取引自由：日本で最初の通商条約と云われます。)

○安政四年九月七日(1857年10月24日) 日露追加条約 長崎で締結
 (プチャーテン、水野筑後守忠徳、岩瀬忠震)

4. 近代都市長崎

(1)長崎の岬の丘は、近代を遙して、遺跡としての江戸期の遺跡としての長崎の“土地の造形”が比較的良好に保持されたと推測します。

(2)長崎の岬の周辺部は、長崎港湾改良工事や中島川の交流工事により埋立や開削が行われ、近代の遺跡としての“土地の造形”が出現します。

(3)昭和20年(1945年)8月9日午前11時2分長崎市に原爆投下：正午過ぎ第二次火災で長崎県庁他30カ町が全焼します。当該遺跡は、原爆被爆と二次火災の遺跡です。

(4)近世近代の都市長崎は、日本の近代の始まりと日本の近代の終焉の地です。

5. 現代と長崎

(1) 日本開国と世界

日本開国は、幕府が選択した我が国にとって重要な国策であり、長崎において生起する様々な事象を契機とします。日本開国は、我が国の歴史上の過去と未来に係る将来に亘って普遍的な結節点です。日本開国と、続く明治の御一新以降の日本の国民国家及び主権国民国家としての存続が、現在の西歐文明諸国以外の国々の主権国民国家としての形成と在り方の先駆であり、この意味で日本開国が地球規模の現代の世界の社会の在り方に広範な影響を与えている、と考え得ます。

日本開国の後、明治の日本では自由民権運動が勃興し、大日本帝国憲法が公布されて立憲政治が発足、孫文、黄興、章炳麟等は、東京で中国人留学生達を基盤に中国革命同盟会を結成し、日本の自由民権運動関係者達は之を支援、辛亥革命が成功して孫文達の国民党政府は中国で最初の共和国を形成し、第二次大戦後の共産党の中国では、アフリカ諸国を援助しアフリカ諸国の独立を助けたことが知られています。

日本の自由民権運動関係者達は、フィリピンの共和国政府、ロシア革命、インド独立運動、韓国の運動を支援しています。孫文やこの時期の自由民権家達の思想は幕末の長崎の思想に連動している可能性があります。

IV. 長崎奉行所西役所等遺跡群の遺跡の実態

1. 長崎奉行所西役所等遺跡

記念物として、遺跡の外周の石垣が良く保存され、土地造成の水平面もおおよそ保存されていると推測でき、複数の絵図や古写真や原子爆弾被爆後の写真などの遺跡の補完資料との比較により、踏査等によって遺跡としての“土地の造形”の全体が概略把握できます。

2. 大波止遺跡

埋蔵文化財として、絵図や先人の研究成果により、踏査等によって概略の位置や形状が把握できます。

3. 築地遺跡

埋蔵文化財として、絵図や先人の研究成果により、踏査等によって概略の位置や形状が把握できます。

4. 「内町」と「外町」の“土地の造形”について

慶長元年(1596年)二ノ堀と三ノ堀を掘削し、後に云う「内町」を形成します。「内町」と「外町」は、地割の大きさや石垣の高さや土地平面の段数など“土地の造形”に於いて大きく異なります。この“土地の造形”又はその相違はローマ・カトリック時代の土地の造成に由来する可能性があることに留意が必要です。

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群について、東アジアの遺跡群、長崎地域の先史時代、中世、近世の内町-総長80町-外郭機能拠点、近代の遺跡群、又、世界の歴史との関係性に於いて比較検証、理解されることが必要と理解します。

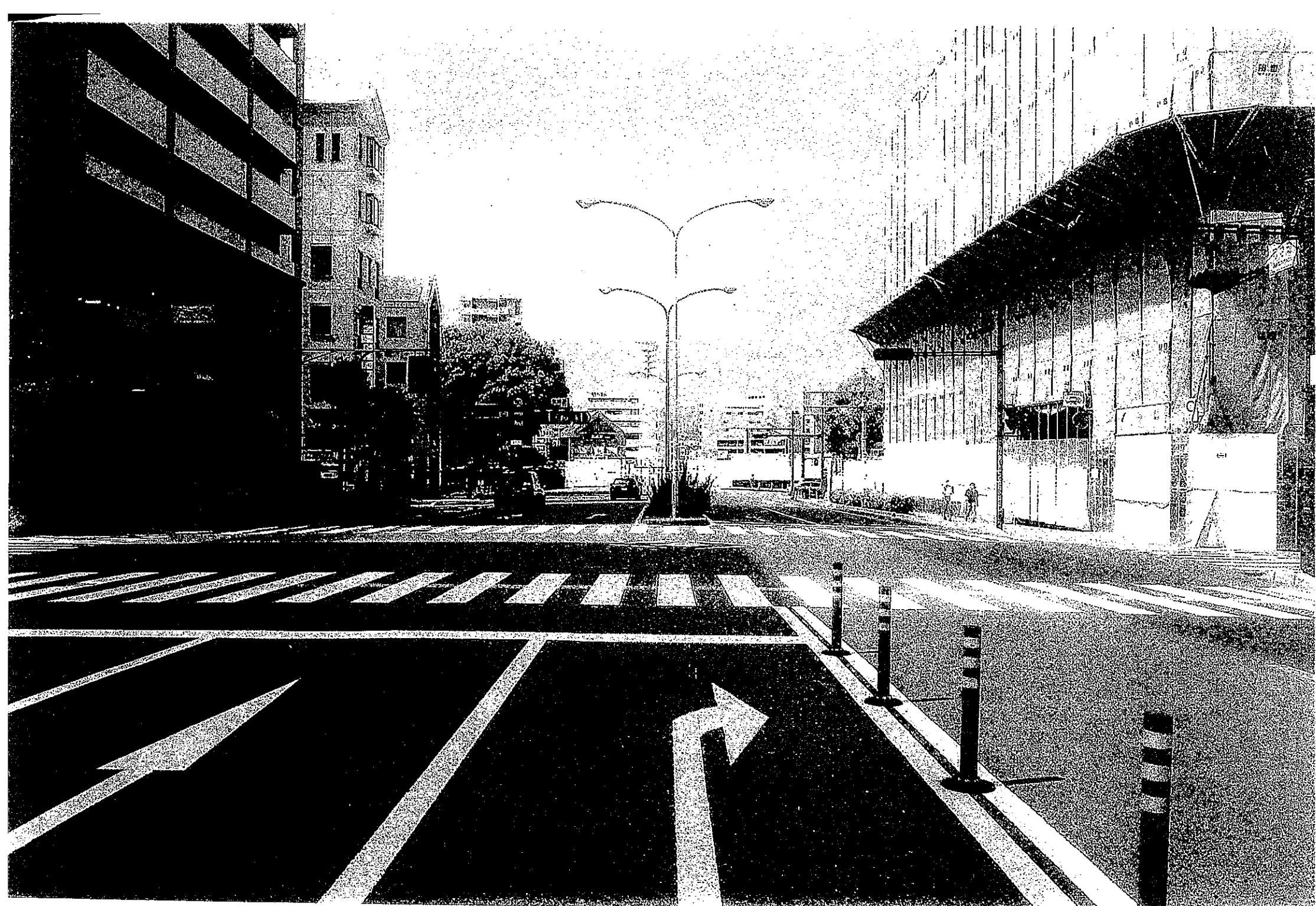
V. 長崎奉行所西役所等遺跡群の位置付け

私達 当会は、長崎奉行所西役所等遺跡群は、歴史的な経過により、人々に、その地が、長崎の現代社会に於いては長崎地域の人類の社会の活動の、長崎地域の遺跡群に於いては、先史時代、中世、近世の内町-総長80町-外郭機能拠点、近代の遺跡群の、地政上の中核-ハブ(hub)としての位置付けを認識されており、東アジアの遺跡群に於いては、古来、東アジア交易文化圏の海洋性内陸連絡拠点の一つであり、出島遺跡や養生所-精得館の分析窮理所遺跡と共に、日本の社会と歴史に於いては、日本開国と体系的な近代化及び近代西洋国民主権国民国家形成の始点、世界の社会と歴史に於いては、近代西洋国民主権国民国家システムの地球規模の拡散の始点と理解します。

VI. 『長崎国際歴史文化都市構想』“日本開国”-日本遺産・世界遺産へ向けて』について

2019年(平成31年)1月20日 日曜日より、私達 当会は、皆様に、長崎市の中心市街域について、遺跡でもある旧市街域、行政経済機能の新市街域(浦上川河口東岸域)、抽象文化活動拠点としての長崎水辺の森一帯、とそれぞれの地域の土地利用の履歴の性格の継承及び地域の特色とその関係性を考察し、ゾーン(zone)型の都市を構想する[長崎歴史文化都市構想 -創造環境の共有(share)-]を、又、北部で浦上-茂里町地区を想定する[長崎原子爆弾被爆遺跡整備構想]を、南部で柳埠頭一帯を想定する[長崎国際第二中華街構想]を、之を総合する『長崎国際歴史文化都市構想』“日本開国”-日本遺産・世界遺産へ向けて』を提案し、要望しています。併せてご覧いただけますよう、お願い申し上げます。

以上



【長崎の丘の上 2019年6月16日 日曜日 万才町よりの風景(写真) 撮影：2019年(令和元年)6月16日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭】

遠近法により誘導される視線の先に、水平に望む青空が清澄で、印象的です。
2019年(令和元年)6月16日 日曜日 養生所を考える会 代表 池知和恭

上段：万才町交差点より旧長崎県庁舎方面(南方)を望む(右半にイエス会による「記念聖堂」等々)。下段：万才町交差点より長崎市役所方面(北方)を望む(右半に近代医学史資料館等々)。



人類(ヒト:Humanity)は、約700万年前に、アフリカ中部で、類人猿と分岐したと考えられています。
人類(ヒト)に、共通している特徴としては、直立歩行できること、犬歯の短小化がおきていること、尾が退化していること、などが考えられています。

- 135億年前、物質とエネルギーが現れる。物理的現象の始まり。
- 原子と分子が現れる。化学的現象の始まり。
- 45億年前、地球という惑星が形成される。
- 38億年前、有機体(生物)が出現する。生物学的現象の始まり。

○[ヒト亜族:Hominina] (猿人) :チンパンジー亜族との分岐

- ・Sahelanthropus (サヘラントロプス属):約700万年前
-
- 《400万年前、アウストラロピテクスが骨を道具として用いた可能性の証拠》
-
- 《260万年前、初めて、石器の証拠》
-

○[ヒト属:Homo] (原人~ホモ・サピエンス~現生人類)

- ・Homo habilis (ホモ・ハビリス:南アフリカと東アフリカで出現):約240万年前-140万年前。石とおそらく動物の骨から道具を製造した。
-
- 《200万年前、人類がアフリカ大陸からユーラシア大陸へ拡がる》
-
- ・Homo erectus (ホモ・エレクトス):約180万年前-約7万年前、間違いなく直立二足歩行
-
- (66万年前~47万年前にネアンデルタール人と共通祖先から古代型サピエンスが分岐した。)
- ・Homo helmei (ホモ・ヘルメイ)
- ・Homo rodesiensis (ローデシエンス):約30万年前-約12.5万年前
- ・Homo neanderthalensis、又は、Homo neanderthalensis(ホモ・サピエンス・ネアンデルターレンシス、又は、ホモ・ネアンデルターレンシス):約25万年前-約4万年前-約3万年前-約2.4万年前
- ・Homo sapiens idaltu (ホモ・サピエンス・イダルトゥ:ヘルト人:エチオピアで発見):約16万年前
- 《12.5万年前、初めて、日常的に火を使用した証拠》
- ・Homo sapiens sapiens (ホモ・サピエンス・サピエンス:現生人類):約25万年前
- 《7万年前、ホモ・サピエンスがアフリカ大陸の外へと拡がる》

- 3万年前、ネアンデルタール人が絶滅する。
- 1万6000年前、ホモ・サピエンスがアメリカ大陸に住みつく。アメリカ大陸の大型動物相が絶滅する。(現生人類の地球各地への拡散が完了)
- 1万3000年前、ホモ・フローレンシエンスが絶滅する。ホモ・サピエンスが唯一生き残っている人類種となる。
- 1万2000年前、農耕を開始。
- 9000年前、小麦を栽培植物化。ヤギを家畜化。
- 5800年前、牛を家畜化(牧牛)。
- 4200年前、馬を家畜化(乗馬)。
- 紀元前2250年頃、メソポタミアのアッシリアの小さな都市国家キシュの王シャッルキン一世のアッカド帝国。(サルゴン一世はヘブライ語に基づく英語表記)

一現代

→
ホモ・サピエンス(Homo sapiens:ヒト)の誕生を概略すると、ホモ・サピエンス・イダルトゥ(Homo sapiens idaltu:ヘルト人)から約80万年前にネアンデルタール人(Homo sapiens neanderthalensis、又は、Homo neanderthalensis)が分岐し、40-50万年前にはホモ・サピエンス・アルタイ(Homo sapiens Altai:デニソワ人(Denisova hominin))が分岐し、最終的にホモ・サピエンス・イダルトゥから約28万年前に現生人類、即ち、ホモ・サピエンス・サピエンス(Homo sapiens sapiens)が分岐して、その後10万年前までにホモ・サピエンス・イダルトゥは絶滅した。これらはヒト属の兄弟種にあたる。

2010年5月7日のサイエンス誌に、アフリカのネグロイドを除く現生人類の核遺伝子には絶滅したネアンデルタール人特有の遺伝子が1-4%混入しているとの研究結果が発表された。.....

.....このようなネアンデルタール人、デニソワ人、現生人類の間の遺伝子交換現象からは、兄弟種間の混血は通常のことであったとも考えられる。
→(「ネアンデルタール人」-Wikipedia 2019/05/10より)

私達 現生人類(ホモ・サピエンス・サピエンス:Homo sapiens sapiens:ヒト)は、ネアンデルタール人の遺伝子によって、環境への対応の多様性そのほか、個体の生存にとって重要な様々な形質を継承している、と云われます。

私達 現生人類は、古代型サピエンス以来、現在までに、約80万年強の時間を経過してきたと考えられます。

私達 現生人類は、草創期より、道具を作り之を用い、又、火を用い、アナトリアーステップ-中東-西欧文明では、有史時代に入り、15世紀末以来、大航海時代を迎え、18世紀から19世紀にかけて、産業革命や自然科学の発展を経過しつつ、近代社会を形成し、之を、世界に拡散しながら、様々な人間関係の内に、福祉と利便と力の拡張への指向の強い、現代の社会を構成しつつあります。

この動向は、私達人類にとって、その存在と知性の方向性の一つを明確に表現していると考え得ますが、一方では、過去500年間に特に蓄積された自然科学の認識を基盤として形成する自然の応用関係に係る社会は、通時的共時的に、普遍的な事象である、と判ずることはできません。

現生人類の生存期間のうち、私達人類の現代の生活に直結する期間、即ち、80万年の時間の経過に対する500年の時間の経過は、僅か、0.000625でしかありません。

想像、空想、言語の超越性、物語、共有する想像、創作、虚構、社会的構成概念、想像上の現実、想像上の秩序、擬制、欲望:
ユヴァル・ノア・ハラリはその著書で、人類について、神話、宗教、暴力、虐殺、戦争、法律、書記体系、官僚制、数の言語、ヒエラルキー(hierarchy:階層制度)、不正、差別、奴隷、男女、家父長制、矛盾-認知的不協和、私たち(自己)と彼ら(他者)、人類統一の可能性の予見-貿易商人-征服者-預言者、貨幣-a. 普遍的転換性-b. 普遍的信頼性、帝国-政治秩序-a. 文化的多様性-b. 変更可能な国境-人類の多様性が激減-非常に安定した統治形態-大量殺戮-迫害-戦争-奴隷化-国外追放-組織的大量虐殺-哲学や芸術-道義や慈善-支配-これはお前たちのためなのだ(ペルシアのキュロス大王)-天命(中国)-採用-混成文明、制度、社会政治的体制、搾取、慈悲、王権神授説、ロマン主義-国民主義-資本主義-消費主義-人間至上主義-民主主義-平等-人権-自決-キリスト教-市場経験-自由主義-共産主義-フェミニズム(feminism)-社会主義、イデオロギー(ideologie)、正義、ハンムラビ法典やアメリカ合衆国の独立宣言、文化など、共同主観とその現実(コミュニケーション・ネットワーク:CommunicationNetworkの中に存在する)、が、噂話の助けを得てまとまる150人を超える、より多くの人々より成る集団の人々の(共通性に基づく)信頼を媒介とする融通が利く協力とその多様な形態を可能なものにした、一方で、思考力の代償:大きな思考装置-大きな脳は体に大きな消耗を強い-直立二足歩行-骨髄をすす-大きな獲物を狩り始める-性急な飛躍-生態系が順応できない-人類自身が順応できない(ゲノムを迂回する).....私たちはつい最近までサバナの負け組の一員だったため、自分の位置についての恐れと不安でいっぱい、そのためなおさら残忍で危険な存在となっている、調理をする動物:火の使用-食物の化学的生物学的性質の変化-来るべきもの前兆、兄弟たちはどうなったか?:私たちはどうやって他の人類種をすべて忘却の彼方へ追いやったのか?-比類なき言語、狩猟採集民の豊かな暮らし:隆盛を極める進化心理学の分野では、私たちの現在の社会的特徴や心理的特徴の多くは、農耕以前のこの長い時代に形成されたと言われている、歴史(文化とその変化)と生物学(領域(arena)の境界):.....私たちの知るかぎりでは、およそ三万年前にシュタデル洞窟のライオン人間を彫った人々は、私たちと同じ身体的、情緒的、知的能力を備えていた、口を利く死者の霊:アニマ(anima)-アニミズム(animism)-こうしたコミュニケーション行為はみな、呼びかける対象が地元の存在であるのが特徴だ-障壁がないヒエラルキーもない、平和か戦争か?:暴力による死-ポルトガル0.25%-イスラエル0.5%-ドナウ川流域4.5%-バイエルン40.7%-バイエルンのオフネット洞窟38人/二つの墓穴に放り込まれていた/おそらく、狩猟採集民がオフネットでまるごと一つ虐殺されたのだろう、沈黙の帳:古代狩猟採集民の生活の全体像を復元するのが難しいとすれば、具体的な出来事はほぼ回復不能だ.....それでもなお、答えが得られないような問いを発することは不可欠だ。そうしなければ、「当時の人々は重要なことは何もしなかった」などという言い訳をして、人類史七万年のうちの六万年を切り捨てる誘惑に駆られかねない、告発のとおり有罪:動植物種の絶滅、農耕への移行:私たちの祖先が狩猟採集した何千もの種のうち、農耕や牧畜の候補として適したものはほんのわずかしかなかった。それらは特定の地域に生息しており、そこが農業革命の舞台となった、計算違い:人々は、自らの決定がもたらす結果の全貌を捉え切れなかった-小さな変化が積み重なって社会を変えるまでには何世代もかかり社会が変わったころにはかつて違つ暮らしをしていたことを思い出せる人が誰もいなかった-人口が増加したためにもう引き返せなかった、聖なる介入:他の強い願望、革命の犠牲者たち:家畜、.....とその過去を考察しています。

(『サピエンス全史(上)-文明の構造と人類の幸福』2016年9月30日初版発行 著者:ユヴァル・ノア・ハラリ 発行所:株式会社河出書房新社より)

私達 当会は、遺跡について、現代の人類にとって、人類の存在に関する唯一の鏡である、と理解します。遺跡は又、私達 人類の風土又環境・景観、又は、その基層で在り得る、と理解します。私達 当会は、遺跡について、人類、又は、人類の社会にとって、人類の過去を客体である事実として認識することにより、現在を相対的に位置付け、未来への選択肢を形成する、基礎的で欠かせない契機であり、又は、基盤となる、他に代替できない事象である、と理解します。

遺跡について、昭和25年に設置された『文化財保護法』は、第二条四にて「貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、……(以下「記念物」という。)、第九十九条にて「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。」と規定し、又、昭和二十六年文化財保護委員会告示(後文部省告示にて改正)『特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』は、史跡:左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの 一 貝塚、集落跡、古墳、その他この類の遺跡 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡 三 寺社の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡 七 墳墓及び碑 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類 九 外国及び外国人に関する遺跡 特別史跡:史跡のうち学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるものと記しています。遺跡は、「有形文化財」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」でもあり得ます。また、第九十二条にて土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)、…、第九十三条にて「貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)、…、第九十五条にて国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない、と明文し、土地に埋蔵されている状態の文化財とその周知を規定します。(埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定は、平成十年九月二十九日 庁保記第七五号 文化庁次長通知を参照)

『文化財保護法』は、「文化財」を、各々の明文の性質を備える事象として規定し、何人かが各々の事象を「文化財」と決定するように明文規定しません。

私達 当会は、このことが、「文化財」の取扱いの内容を柔軟で広範なものにしていることに、十分な留意が必要と認識します。

私達 当会は、人類が、歴史や文化財や事象を、歴史や文化財や事象と認識する迄に、一定の時間を要することに、十分な留意が必要と認識します。

私達 当会は、皆様に、遺跡の存在に関して従来検討されてきた①「歴史上価値」(人類の過去の認知に関する事象への認識:歴史の理解にとって意義あるもの)、及び、②「学術上価値」(現在存在する自然や人類の遺跡の認知に関する事象への認識:考古学上、人類学上、地理学上、歴史学上、民族学上、民俗学上、地政学上、論理学上、哲学上、倫理学上、美学上、芸術学上、心理学上、宗教学上、経済学上・教育学上・数学上・植物学上・生物学上・生命科学上・医学上・工学上・建築学上・環境学上・…・人文学上、自然科学上、応用科学上)に加えて、③「人類存在上の価値」(過去、現在から未来へかけての人類の存在の認知に関する事象への認識:食事と健康と真善美と幸福への基盤)を、導入する事を、提案し要望します。

私達 当会は、「歴史上価値」及び「学術上価値」が、主に遺跡の保存の措置との関係で取り上げられた概念であり、又、「人類存在上の価値」こそは、遺跡の保存は勿論、遺跡の活用において、その骨子となる筈の概念であると認識します。

私達 当会は、遺跡の考察において、「人類存在上の価値」は、「歴史上価値」及び「学術上価値」の範疇で検討され得る「事象への認識」であると認識しますが、従来、斯かる視点を、主題として取り上げて検討されることが少なかったのではないかと懸念より、今回、改めて、当該の概念を提案します。

私達 当会は、遺跡について、①身近な遺跡、②遺跡の網(network)の二つの観点より調査、現状保存と活用、整備と公開、継承することが、遺跡の「歴史上価値」及び「学術上価値」又は「人類存在上の価値」の効果的な発現に必要且つ有効である、と理解します。私達 当会は、遺跡について、当該の二つの観点による措置、を提案し、要望します。

私達 当会は、皆様に、人類の都市又は現代の生活と遺跡の存在との(相互に全き、又は、住み分けによる)「共存」、を提案し要望します。

私達 当会は、人類の美学上の概念又は価値に於いて、「繰り返しつつ変化する様相」が、最も根源的で普遍的な概念又は価値の一つである、と捉えます。

私達 当会は、遺跡が、「繰り返しつつ変化する様相」を具現する、と理解します。

文化財は、私達の生活、又はその環境を形成する要素の一つです。

文化財的な価値は、結果としての物や特定の事象やその関係に依拠しますが、本来、過程や動機や道具や材料の形成や工程、即ち、人の概念、行動、動作に由来すると考え得ます。

文化財的な事象は、茲、自然とは性格を異にしつつ、自然に次ぐ、豊かな情報と情報量を保有します。是は、現代経済効率性概念で行う情報/事象の選別淘汰集約と性質/集約度が異なります。現代経済効率性概念による事象は、一つの類型を形成する一方で、之による文化財的な事象の安易な修補、開発行為による代替は、私達の生活に於ける、多様で豊かな情報を減失し、之を一律でとすれば形骸的な情報に置換します。

私達 当会は、私達の現代の生活に於ける社会基盤として豊かな情報と情報量を確保することを念頭に、遺跡の調査、現状保存と活用、整備と公開、原状回復、再建、継承を提案し要望します。

遺跡は、一般に、「人類の活動の痕跡」と云われます。

私達 当会は、遺跡について、様々な経緯や要因、自然の変化、人類の概念の変化、又、忘却により、人類の認識から断絶された人類の過去の事実の一部が、何らかの契機によって、人類に再発見された事象で、人類にとって、人類の思惑や概念、人類の主観、相対の関係を排除した、唯一、客体である、人類の過去に関わる絶対的存在としての事実であり情報、と理解します。

遺跡は、人類にとって、本来、「記憶」と「語り」でしかあり得ない、通時的な、人類の過去や、人類が関係した動植物や自然の有様、又はその一部を、初歩的な訓練(遺跡を好きになること)を媒介として、目前に、直接に、且つ、共時的に、見せてくれる装置であり仕組であり関係性に外なりません。

遺跡は、人類にとって、人類に関する過去の「一部」ではあっても、既に体験できない過去の出来事としての通時的な限界と、「記憶」と「語り」である主観としての限界、人類の生物上の限界、之を、超越して、今、又は、これから、体験できる現在の存在、共時的な存在、に変換して、誰でも確認できる客体として、人類の主観とは異なる、正確で、客観的な情報を与えてくれる、希少な事象であり、故に、高い「学術上価値」を有します。

遺跡は、人々の「記憶」と「語り」によって、「歴史上価値」を形成します。――

また、遺跡に関わる、過去の「出来事」は、歴史学上の価値として、遺跡の「学術上価値」と認知されます。

一方で、人々の「記憶」と「語り」から断絶され、即ち、完全に「歴史上価値」を喪失した遺跡でも、「学術上価値」やその関連性を要素に、「歴史上価値」を再生することが可能な場合があります。

このように、遺跡に関わる「歴史上価値」と「学術上価値」は、本来、相互に関連する、一体不可分の価値であると考えられる事が出来そうです。

これらの「価値」は、人々の「認識」に関わる事象なので、新しい認識の認知とともに変化するものであることは、よく、人々に、理解される処です。

ヒトが、「価値」を考察する場合には、之が、変化する事象であることを前提としなければならないことは、又、よく、人々に理解される処です。

遺跡は、人類に関する過去の一部であり、全体ではないために、その「価値」を認識することは、現代の人類にとって、至難と考えられます。

私達 当会は、故に、遺跡の「価値」の認識は、常に、未来の人類に委任する必要がある、と理解します。

私達 当会は、「遺跡の価値の認識の未来の人々への委任」、こそは、人類が遺跡を継承するということの「本質」である、と認識します。

遺跡について、その一部でも損壊や滅失によって失われることになれば、私達が、未だ、認識できない遺跡の価値と共に、その遺跡の存在を失うこととなり、人類にとって取り返しがつかず、修復が不可能な、絶対的な、人類共通の、損失となります。

遺跡は、人類にとって、それが、現在の人類の意図に関わらない、そこにしかない、唯一の、希少な、多面的な事象であるために、人類の、意図的で、計画的な、特定の限定した機能を目的とする製作品と異なり、他に、代替することができません。

遺跡は、特定の、限定的な、機能や目的によって構成される、記録、模造品、移設、移築と代替することができず、あらゆる当該の遺跡の環境を代替してその存在を変質させないことができません。

私達 当会は、私達 人類にとって、遺跡は、それ自体が所与の結果であり(歴史上価値)目的でもある(学術上価値)ことが説得力であり、意図的な過程であり他の目的の為に加工する材料や消費する手段とは在り方が異なる事象である、と認識します。一つの事象に、この二つの在り方を、正統に実現することは、論理的に不可能です。

私達 当会は、私達 人類について、私達 人類が遺跡を加工すれば、私達 人類が、遺跡より、当該滅失の情報を認知し取得する事が、一切不可能となる事実を、明確に、認識すべき、と理解します。

私達 当会は、私達 人類が、遺跡を遺し継承するとの事象は、私達 人類種誰にでもある思念とその行動様式、即ち、個人と個人が属する社会の哲学と文化の領域にあると、理解します。

私達 当会は、私達 人類が、遺跡を遺し継承するとの事象は、古く、人類の神話と怖れと忘却と不可抗力の領域であったと考え得る処、現代では、遺跡は人類にとって何で在り得るかとの学術よりの回答と、遺跡は私にとって何かとの私達 一人一人の思惟と自覚と意志、その接点、即ち、私達の社会に於ける共通認識とその成果の領域にあると、理解します。

私達 当会は、皆様に、遺跡とその環境について、その一部でも損壊や滅失によって失われることのない、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達 当会は、皆様に、遺跡とその環境について、人類の構成員が平等であることにより、その細大を論ぜず、等しく、人類の痕跡として、等しく、之を、取扱い、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

私達 当会は、「史跡」の指定基準に示される「学術上価値あるもの」について、正しくその遺跡であることに学術上価値が附随し、正しくその主題の遺跡でないならば遺跡の学術上価値は当該の主題の事象として附随することがないことより、正しくその遺跡であること、を限度とする、と理解します。

遺跡に関わる事象の全体像を復元するのが難しいとすれば、具体的な事実はほぼ回復不能です。…それでもなお、答えが得られないような問いを発することは不可欠です。そうしなければ、「そこには何もなかった」「遺跡ではない」という言い訳をして、遺跡を切り捨て、遺跡に直接的、間接的被害を及ぼすような意図的措置をとることによって、遺跡を破壊や損壊や滅失によって失う誘惑に駆られかねません。

私達 当会は、皆様に、遺跡の取り扱いについて、遺跡に関する答えが得られないような場合、遺跡を現状保存し、継続的に問いを発することによって、答えを発見した後、遺跡を再評価し、調査、現状保存と活用、整備と公開、破壊に対する原状回復、損壊や滅失に対する憶測の余地のない再建及びその他の再建、さらに問いを発し続けることによる、遺跡に関わる可能性の保全と充実、且つ、継承を実現すること、を提案し要望します。

日本の現代の生活では、技術とブランド(brand)によって、土地と人類の過去を断絶し、人々は、規格を根拠に、平等と自由を享受する様に見えます。

アニミズム(animism)では、そのコミュニケーション行為に於いて、呼びかける対象が地元の存在であるのが特徴と云います。

私達 当会は、遺跡について、その本質に於いて、アニミズム(animism)の精霊がその土地その土地に存在する様に、その土地その土地に存在する事象であり、本然的に、その関係と取扱いにおいて、現代に一般的に行われる集約型の方法を適用すべき対象ではないと認識します。

私達 当会は、遺跡について、アニミズム(animism)の精霊がその土地その土地に存在する様に、その土地その土地に存在する態様が、遺跡に与えられる人々の現代の生活の中での機能を形成するその基層を構成すると認識します。

私達 人類が、日本地域に到達して約3万年が経過します。私達 当会は、私達 日本人が、…その故地、大略、水面下又地上の遺跡に住み生活している、と自覚することを提案し要望します。

私達 当会は、私達 人類が、私達 人類を、私達 人類と各々地域の歴史の正しい理解に導くために、他、私達 人類は、遺跡について、以上の様な留意への努力と道筋が欠かせない、と理解します。

“例えば”

まず、“見る”
ということが
先史時代より此の方
現生人類の
存在の在り方では
なかったのでしょうか？
現生人類は、いつから
まず、“見ない”
ようになったのでしょうか？
“遺跡”は
いつも
そこに見えています。

2019年(令和元年)6月28日 金曜日
養生所を考える会 代表 池知和恭